

特定非営利活動法人 みずのきらめき 特定非営利活動事業会計 活動予算書
 * 初年度分 法人成立の日(2026年 4月 20日を想定)から 2027年 3月 31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取入金	0	
賛助会員受取入金	0	
正会員受取会費	162,000	
賛助会員受取会費	0	
		162,000
2.受取寄附金		
受取寄付金	208,000	
施設等受入評価益	0	
		208,000
3.受取助成金等	0	
		0
4.事業収益		
環境保全事業収益	300,000	
教育事業収益	0	
その他事業収益	30,000	
		330,000
5.その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		700,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
福利厚生費	0	
外注費	150,000	
法定福利費	0	
人件費計	150,000	
(2)その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	50,000	
消耗品費	30,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
会場費	60,000	
その他経費計	160,000	
事業費計		310,000
2.管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
外注費	120,000	
法定福利費	0	
人件費計	120,000	
(2)その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	120,000	
地代家賃	120,000	
通信費	30,000	
その他経費計	270,000	
管理費計		390,000
経常費用計		700,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		100,000
次期繰越正味財産額		100,000

- * 1 設立(合併)の初年度と翌年度について、それぞれ別業で作成する。
 2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
 3 その他の事業を行う場合には、「その他の事業会計 活動予算書」として別に作成する。
 4 その他の事業を行う場合は、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業の会計への繰出、繰入が明らかになる科目を設定して記載する。
 5 不要な科目は、削除する。
 6 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。

特定非営利活動法人 みずのきらめき 特定非営利活動事業会計 活動予算書

* 翌事業年度分 2027年4月1日 から 2028年 3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取入金	0	
賛助会員受取入金	0	
正会員受取会費	162,000	
賛助会員受取会費	0	
		162,000
2.受取寄附金		
受取寄付金	208,000	
施設等受入評価益	0	
		208,000
3.受取助成金等	0	
		0
4.事業収益		
環境保全事業収益	300,000	
教育事業収益	0	
その他事業収益	30,000	
		330,000
5.その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		700,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
福利厚生費	0	
外注費	150,000	
法定福利費	0	
人件費計	150,000	
(2)その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	50,000	
消耗品費	30,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
会場費	60,000	
その他経費計	160,000	
事業費計		310,000
2.管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
外注費	120,000	
法定福利費	0	
人件費計	120,000	
(2)その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	120,000	
地代家賃	120,000	
通信費	30,000	
その他経費計	270,000	
管理費計		390,000
経常費用計		700,000
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損	0	
経常外費用計		
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		100,000
次期繰越正味財産額		100,000

- * 1 設立(合併)の初年度と翌年度について、それぞれ別業で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
- 3 その他の事業を行う場合には、「その他の事業会計 活動予算書」として別に作成する。
- 4 その他の事業を行う場合は、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業の会計への繰出、繰入が明らかになる科目を設定して記載する。
- 5 不要な科目は、削除する。
- 6 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。